

～ 永く住まいる（住宅改修）補助金 ～

工事を行うご予定の建物、同一敷地内に建っている建物が建築基準法に基づく手続き（建築確認）を行わずに増築等を行っていた場合は、この制度のご利用はできませんので、ご注意ください。

《手続きの流れ》

《提出書類等》

